

あなたに寄り添う国民年金

国民年金は「老齢年金」「障害年金」「遺族年金」の3つの年金があり、“今”と“将来”を支える大切な備えです。日本に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての人が加入する国民年金の情報をお伝えします。

国民年金の「付加年金」をご存知ですか？

国民年金の定額保険料（月額1万6410円）に加えて付加保険料（400円）を納めると、老齢基礎年金に付加年金が上乗せされます。

付加年金の年金額

200円×付加保険料納付月数

納付することができる人

▼国民年金第1号被保険者
▼任意加入被保険者（65歳以上の人を除く）

納付する際の留意点

付加保険料の納付は申し込みをした月分からとなります。
※納期限を超過した場合でも期限から2年間は納めることができます。

※国民年金保険料の免除を受けている人や国民年金基金の加入者は、納めることができません。

今にゆとり。老後にゆとり。国民年金基金制度。

将来受け取る国民年金に上乗せする公的な個人年金です。公的な年金ですが、加入は任意です。老後の年金の増額と合わせて節税対策ができ、とてもお得です。

加入できる人

▼20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者

▼60歳以上65歳未満の人や海外に居住している人で、国民年金に任意加入している人

※国民年金の保険料の免除や納付猶予の承認を受けている人、農業者年金に加入している人は加入できません。ただし障害年金受給などで法定免除を受けている人で、保険料の納付申出をしている人は加入できます。

国民年金基金のポイント

●掛金は全額（最大81万6千円）が社会保険料控除となり所得税や住民税が軽減されます。
●基本は終身年金で遺族保障のタイプもあります。

●掛金は途中で増額や減額、一時休止ができます。一時休止後に再開する場合は、休止前の掛金で再開できます。

●将来、年金の支給開始年齢が変わることはありません。

●掛金を納めた期間分の年金は将来、必ず年金として受け取ることができ掛け捨てになりません。万が一、早期に亡くなられた場合は遺族一時金が支払われます。年金を受ける時は公的年金などの控除が受けられます。

問い合わせ先

全国国民年金基金熊本支部
☎0120(65)4192
☎096(387)2220
① <https://www.zenkoku-kin.or.jp/>

AR 動画の視聴方法

広報写真が動き出す!?
最先端の不思議体験をぜひお試しください!

- 1 [Android]の場合 ⇒ Google Playから
[iPhone]や[iPad]の場合 ⇒ App Storeから
[HP Reveal]と検索してインストールします。



iPhone・iPad用

ダウンロードは
こちらから



Android用

- 2 HP Revealを起動後に表示されるイントロ画面を数回スワイプし、ログインページまで移動します。ログイン画面上にある「Skip」をタッチしてください。（アカウント作成が必要な場合があります）
- 3 カメラが起動したら、画面下部中央にある🔍をタッチして、チャンネル検索窓に「癒しの里 菊池」と入れてFollowします。

- 4 画面下部中央の📍をタップして、「AR」のマークがある写真にカメラをかざすと動画を見ることができます。

